全大教新聞

2017年10月10日
第340号

【発行所】
全国大学高専教職員組合
（略称・全大教）

［PDF版（全面カラー）］
http://zendaikyo.or.jp/?page_id=107

［電話］03-3844-1671

［HP］http://zendaikyo.or.jp/

［所在地］〒110-0015
東京都台東区東上野
6-1-7 MSKビル7階

＊組合員の購読料は
組合費に含まれて
います（一部30円）

今月の紙面

2 文科省会見（9月20日）・高専関連記事
2 非常勤職員交流集会開催報告
2 文科省天下り事件の再発防止と大学行政の転換・現役出向見直しを求める、中執声明を発表
3 論壇「リカレント教育　愛媛大学の観光サービスを担う人材育成事業」
愛媛大学文学部教授 和田寿博
3 専門部等の活動報告「高専協議会」
議長 岩崎寛希（大島商船高専）
4 単組からのレポート
■ 奈良高専「何を維持し、何を切り捨てるか」
■ 佐賀大学「コツコツと小さな改善を」
4 わたしもひとこと

基盤的経費の充実、無期転換に向けた適切な指導などを強く要望

文科省会見

2017年9月20日（於：霞ヶ関）

要望書を手渡す 中富公一 中央執行委員長（写真右）

全大教は8月21日、林文部科学大臣あてに2018年度概算要求に関して運営費交付金の基盤経費充実等の要望書を提出しました。

この要望書に基づき9月20日に、国立大学法人支援課及び専門教育課（国立高専担当部署）との会見を行いました。（高専関連の会見については2面に掲載）

会見冒頭、中富委員長から文科省に対して、大学への多様な要求に応えるべく、改革に取り組んでいるが予算は増えない中で困難を抱えている。予算の増額と、憲法擁護の義務のある行政機関として学問の自由を守り保障する教育行政にしっかり取り組んでほしい旨の発言を行いました。

その後、具体的な要望事項のうち、国立大学法人支援課所掌事項を中心に要望書への回答を聞き、質疑を行いました。

文科省は、運営費交付金等の増額要求（11，409億円、439億円増）を行い、支援していくと回答しました。学長選考方法、教授会の審議事項のうち学長が定めるものについて、いずれもそれぞれの大学の判断が尊重されるとしました。第3期目標期間の3つの重点支援枠や指定国立大学法人制度、学長のリーダーシップへの支援等で大学強化を図っていきたい旨の回答をしました。若手教員の雇用状況について、40歳未満の任期付でない教員が減少していて課題であるとの認識を示し、安定ポストへの切り替えを支援するとしました。法の趣旨に沿った無期転換ルールへの対応の指導を求めたところ、学長会議、総務部課長会議での周知徹底等を行った他、厚労省とも連携して取り組んでいるとしました。

回答をうけて全大教から更に、基盤的経費の充実が、教育・研究の充実、人材確保のいずれの面からも重要であること、これまでの「大学改革」が自己目的化しており現場の疲弊を招いていること、有期雇用職員の無期転換については2018年4月に向け一段と積極的な現状把握と指導が必要であること等、現状を訴えつつ要望を強く伝えました。

会見には、文部科学省側から佐野壽則国立大学法人支援課課長補佐らが、全大教から中富委員長、村井・水谷・石川副委員長、長山書記長ら中央執行委員会から9人が参加しました。

（書記長　長山 泰秀）

文科省「運営費交付金を増額要求、若手教員の支援等を行っていく」

続報・無期転換促進の取り組み

「職域限定職員」に御用心!!

東京大学教職員組合

改正労働契約法による有期雇用教職員の無期雇用転換権が初めて発効する来年度に合わせ、東大が同法に定める無期転換を遵守せず、代替措置と称して改正就業規則の10月1日施行、年度明け4月1日採用を急いでいる「職域限定職員」制度。しかし現状（9月21日団交現在）同制度には以下三様の重大な違法性が疑われております。学内各部局および職組からの強い反対を押して万一、大学が（問題を隠す形で）公募を強行し、皆さんがそれを目にされた場合、うっかり応募したり知人を紹介したりして違法性に加担しないよう、予めご注意ください。

1 就業規則改正には過半数代表との協議が法的要件となっていますが、東大は法人化以来積年、非常勤講師など多数（実数不明）の非常勤教職員を過半数代表の選挙人名簿から不法に外し、本来あるべき選挙権・被選挙権を実効上否定してきました。（一橋大学では以前、酷似の理由で法人化以後全ての就業規則改正および36協定が労基署から無効宣告。）

2 この制度は、公募採用であること、フルタイム限定であることの2点で改正労働契約法に定める無期転換の趣旨に反します。

3 抱合せで改正される短時間有期雇用職員就業規則は、上限を5→3年、週35→30時間に下げる等の改悪を含み、フルタイムとの格差が拡大します。短時間職員の圧倒的多数が女性である現状は、短時間勤務を選択する理由が家庭責任等にある証拠です。フルタイムとの格差拡大は間接差別であり憲法・国際条約はじめ諸法令に違反します。

（執行委員長　佐々木 彈）

※全大教では、東大が無期転換ルールの明らかな潜脱を狙った対応策を打ち出した情勢を重視して、東大教職組の要請に基づく団交の支援等に取り組んでいます。

「雇用期限報告会・組合説明会」開催しました

名古屋大学職員組合

名古屋大学職員組合契約・パート部会では、9月7日㈭に『「非常勤職員の雇用期限問題」報告会&組合説明会』を開催（写真）。組合員・未組合員を問わずダイレクトメールで参加者を募った結果、160人を超える申込みがありました。

大学側より2月に提案された内容から、7月に出された最終決定で何が変わったのか、組合の訴えにより改善された点も紹介しつつ報告を行いました。大学から示された無期転換対応は、現状で5年を超え継続雇用されており2017年度末まで契約の続く者は原則選考なしで無期転換。在職3年1か月を超える者も筆記試験なしの面接等による選考で無期転換。この2例が基本となりますが、非常勤職員の雇用条件は複雑多様化しており、雇用継続のための条件や待遇は個々人で違うため、最終的には自身で確認する必要があることを注意喚起し、組合への加入の呼びかけに繋げました。また、8月24日の朝日新聞に東京大学の雇止め記事が掲載されたことも急遽紹介。説明会全体を通じて、会場からは幾度となくどよめきの声が上がりました。

説明会終了後には個人からの質問が数多く寄せられ、すぐに組合への加入を希望する声もありました。（契約・パート職員部会）